

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

## 目次

### ◆告示 字の区域の変更(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

県自然環境保全地域の指定予定(自然保護課)

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定(〃)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定予定(造林課)

一般国道の区域の変更(道路課)

一般国道の供用の開始(〃)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(三件)(都市計画課)

◆選管告示 選挙管理委員会の招集

### ◆公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◆公安告示 歯科衛生士試験の実施(医務課)

### ◆公告 歯科衛生士試験の実施(〃)

歯科技工士試験の実施(〃)

## 告示

### 鳥取県告示第六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による麻生地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成二年六月一日現在の地番による。)
大字麻生字志谷々々	大字麻生字志谷々々のうち二六の一、二六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字麻生字上河原	大字麻生字志谷々々二六の一、二六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字麻生字上河原の全域
大字麻生字山ノ鼻	大字麻生字山ノ鼻のうち一九七の一の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字麻生字貝尻</p>	<p>大字麻生字山ノ鼻一九七の二の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の二と一体をなす国有地の一部        大字麻生字貝尻のうち二〇七の一部、二〇八、二〇九の一部、二一〇の一部、二一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字麻生字前田二五八の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字麻生字前田</p>	<p>大字麻生字貝尻二〇七の一部、二〇八、二〇九の一部、二一〇の一部、二一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字麻生字前田のうち二五八の三の一部、二六五の二の一部、二六六の一部、二六七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域        大字麻生字下モ田二九二と一体をなす国有地の一部        大字麻生字大谷口三一、三一の一から三二二の四までの一部、三二〇の一部、三二一の二から三二二の四までの一部、三二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字麻生字下モ田</p>	<p>大字麻生字前田二六五の二の一部、二六六の一部、二六七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字麻生字下モ田のうち二七九の二の一部、二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九二と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字麻生字大谷口三二八の二の一部、三三二の二の一部、三三三の二の一部、三三三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一の二、三三一の二と一体をなす国有地の一部        大字麻生字芦谷口三三九の二の一部、三三九の二の一部、三四〇の二の一部、三四五の二の一部、三五六の二の一部、</p>
<p>大字麻生字大谷</p>	<p>三五七の一部、三五八の二の一部、三五八の二、三五八の三の一部、三五九の一部、三五九の二、三五九の二の一、三五九の二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三四〇の二、三四五の一、三五九、三五九の一と一体をなす国有地の一部        大字麻生字澤三六〇の二の一部及び三六〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字麻生字芦谷</p>	<p>大字麻生字大谷口のうち三一、三一の一から三二二の四までの一部、三二二の二の一部、三二二の二の一部、三三一の二の一部、三三二の二の一部、三三二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一の二、三三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字麻生字芦谷口三三七の一部、三三八の二の一部、三三八の二の一部、三三九の二の一部、三三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地        大字麻生字大谷六五四の二の一部</p>
<p>大字麻生字澤</p>	<p>大字麻生字芦谷口のうち三三七の一部、三三八の二の一部、三三八の二の一部、三三九の二の一部、三三九の二の一部、三四〇の二の一部、三四五の二の一部、三五六の二の一部、三五七の二の一部、三五八の二の一部、三五八の二、三五八の三の一部、三五九の一部、三五九の二、三五九の二の一、三五九の二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三四〇の二、三四五の二、三五九、三五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域        大字麻生字芦谷六四七の一部</p>
<p>大字麻生字下モ田</p>	<p>大字麻生字下モ田二七九の二の一部、二八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部        大字麻生字澤のうち三六〇の二の一部及び三六〇の二と一</p>

	体をなす国有地の一部以外の区域
大字麻生字青谷	大字麻生字青谷のうち六四七の一部以外の区域
大字麻生字大谷	大字麻生字大谷のうち六五四の1の一部以外の区域

鳥取県告示第六十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書 類		発 行 所 名
		題 号	発 行 記 号 等	
3907	雑誌その他 の刊行物	THEラブジュース	LJ- 3-L	テリス出版
3908	"	朱美匂う	LM- ツC	Do 企画
3909	"	触わる	LM- シD	Do 企画
3910	"	少女LIP	SL- 3-L	Do 企画
3911	"	SWEET	ST- 2-L	Do 企画

3912	"	Spoon vol.48		SP- 3-L	Do 企画
3913	"	HUMMING		HM- 2L	Do 企画
3914	"	乳汁		MA- TB	Do 企画
3915	"	若妻受精		MA- TA	Do 企画
3916	"	腰で愛・そして恋		なし	北陽出版
3917	"	ヲスカットノート 3月号		雑 誌 0834 5-3	株式会社大洋書房
3918	"	ザ・ヒットMAGAZINE 7月号		雑 誌 1413 5-7	三和出版株式会社
3919	"	CITY PRESS 7月号		雑 誌 0433 9-7	株式会社東京三世社
3920	"	CITY PRESS 9月号		雑 誌 0433 9-9	株式会社東京三世社
3921	"	ベストビズネ 9月号		雑 誌 1797 9-9	三和出版株式会社
3922	"	ザ・ヒットMAGAZINE 10月号		雑 誌 1413 5-10	三和出版株式会社
3923	"	おたのしみ生撮女子高生 11月号		雑 誌 0211 9-11	考友社出版株式会社
3924	"	お向いの若奥さん 11月号		雑 誌 0223 5-11	考友社出版株式会社
3925	"	セクシーアクション 11月号		雑 誌 0551 3-11	株式会社サン出版
3926	"	にゃんにゃん少女隊 11月号		雑 誌 1694 7-11	株式会社サン出版
3927	"	美少女CLUB 11月号		雑 誌 0763 5-11	株式会社サン出版

3928	"	投稿ニヤソニヤソ写真 パンティナイト	雑誌 1674 8-11	株式会社サン出版
3929	"	ザ・ビッグMAGAZINE 2月号	雑誌 1405 7-2	株式会社大洋書房
3930	"	THEポッキー通信 2月号	へなし	三共図書出版社
3931	"	アラベっぴん 2月号	雑誌 0644 1-02	メグイアックス
3932	"	VIDEGAL通信 No.37	なし	不明

鳥取県告示第六十五号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 県自然環境保全地域の名称  
気高殿県自然環境保全地域
- 二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域  
気高郡気高町大字殿字上布勢平五〇九、五二一、五二三、五一六、五一七、五二〇から五二二まで、五二四から五二八まで、五二八次一、五二九から五三一まで、五三三から五三六まで、五三六次一、五三七及び

五五三ノ一から五五三ノ四まで（面積八・七ヘクタール）

- 三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所  
鳥取県衛生環境部自然保護課及び気高町役場
- 四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間  
平成三年一月二十九日から二週間

鳥取県告示第六十六号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、気高殿県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保全計画の決定の案の概要
  - 1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項  
本地区は、気高町大字殿地内に古くから湧出し、鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水池一帯に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林を形成している布勢平神社の社叢及び同神社を取りまき、一体となって良好な自然環境を保持し、かつ、布勢の清水の水源域ともなっ

、ている森林の区域である。

本地域のうち、優れた天然林で構成される杜叢<sup>そう</sup>及び湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	気高殿特別地区
区 域	気高郡気高町大字殿字上布勢平五三三
面 積	〇・一ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	この特別地区の区域
伐採の方法及び限度	タブノキ、ムクノキ、スダジイ、ケヤキ及びヤブツバキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができるものとする。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
標 識	気高郡気高町大字殿地内	新 設

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び気高町役場

三 保全計画の決定の案の縦覧期間

平成三年一月二十九日から二週間

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十八号

会見町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）天王原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る麻生地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字米里字亀寄一五二の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として、伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成三年一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (敷地の幅員 (メートル)	変更前後 (メートル)
-----	-----	---------------------------	----------------

一七九号	倉吉市見日町一八一―地先から同市山根字一本木六三七―一―地先まで	変更前	一・四〇〇
		変更後	二・七〇〇

鳥取県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、平成三年一月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
一七九号	倉吉市見日町一八一―地先から同市山根字一本木六三七―一―地先まで	平成三年一月二十九日

鳥取県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線及び三・四・十七号

秋里松並線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線

削除する部分

鳥取市秋里字藪ヶ土手

変更する部分

鳥取市秋里字宮ノ出口、字松下、字皆竹畑及び字東皆竹

2 三・四・十七号秋里松並線

追加する部分

鳥取市秋里字松下、字瀬戸田、字皆竹畑、字村下及び字三島

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市桂見字白田、字狐殺、字五反田、字坂畑ヶ及び字家ノ前

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東郷都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。



平成三年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園 六・五・一号東郷運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域追加する部分

追加する部分

東伯郡東郷町大字川上字鍛冶屋谷、字隅田及び字宮ノ後並びに大字

高辻字天皇谷

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

平成三年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成三年一月三十日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成三年一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	Liberty I	奥村遊機株式会社
	Liberty II	
	スリラー	
	サカアガリくんJr.	
	ビンゴチャンス	
	ワープステーション	

鳥取県知事 西 尾 忠 次

ぱちんこ遊技機

スリラーM		
びんびんバラエティP ーII		
ニュービヨマン		株式会社ソフィア
ニュートランプA		
ニューMONROE PーII		
ファイバーチャレンジ II		株式会社三井
ナイトドラゴンGP		
ファイバースパーク		株式会社大同
サンダードラゴンド		
サイドウイン		有会社親座
ホールインワン		山佐株式会社
回胴式遊技機		

公 告

歯科衛生士法（昭和28年法律第204号）第11条の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

平成 3 年 1 月 29 日

- 1 試験期日  
平成 3 年 3 月 15 日（金）午前 9 時から
- 2 試験場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
- 3 試験科目

試 験 科 目	試 験 科 目
(1) 解剖学及び生理学	(6) 歯科臨床大要（歯科臨床概論、歯科保存学、歯科補綴学、口腔外科学、小児歯科学、矯正歯科学）
(2) 病理学、微生物学及び薬理	(7) 歯科予防処置
(3) 口腔衛生学	(8) 歯科診療補助
(4) 衛生学・公衆衛生学（衛生行政・社会福祉を含む。）	(9) 保健指導
(5) 栄養指導	

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- 5 受験願書の受付期間

平成 3 年 2 月 12 日 (火) から同月 18 日 (月) まで (郵送の場合は、平成 3 年 2 月 18 日 (月) までの消印があるものは有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

(1) 受験願書 (所定の様式によること。)

(2) 受験資格を証する書類

ア 4 の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書 (平成 3 年 3 月卒業見込みの者) 又は、卒業見込証明書。この場合においては、平成 3 年 3 月末日までに卒業証明書を提出すること。

イ 4 の(3)に該当する者は、厚生大臣の認定を受けたことを証する書類

(3) 写真 (出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 cm、横 4 cm のもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。)

8 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 14,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

(1) 合格者は、平成 3 年 3 月 28 日 (火) 正午に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課 (電話番号 0857-26-7189) にお問い合わせること。

歯科技工法の一部を改正する法律 (昭和 57 年法律第 1 号) 附則第 2 条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 3 年 1 月 29 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

学説試験 平成 3 年 3 月 11 日 (月) 午前 9 時から

実地試験 平成 3 年 3 月 10 日 (日) 午前 9 時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目 84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯<sup>科</sup>牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科鑄造学、齒科理工学及び関係法規

実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

- (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- 5 受験願書の受付期間  
平成3年2月12日(火)から同月18日(月)まで(郵送の場合は、平成3年2月18日(月)までの消印があるものは有効とする。)
- 6 受験願書の提出先  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類
- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(所定の様式によること。)
- (3) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書(平成3年3月卒業見込みの者)あつては、卒業見込証明書。この場合においては、平成3年3月末日までに卒業証明書を提出すること。)
- イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができることを証する書類
- ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- (4) 写真(手札形合紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シキ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

- 8 試験手数料及び納入方法
- (1) 試験手数料 21,000円
- (2) 納入方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 9 合格者の発表等
- (1) 合格者は、平成3年3月22日(金)正午に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。
- (2) 合格者には、合格証書を交付する。
- 10 その他
- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に問い合わせること。